

平成 29 年度

雄武町行政執行方針



雄武町長 中川原 秀樹

平成 29 年第 2 回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

わが国の経済をみると、アベノミクスの加速により国内景気は都市部を中心に緩やかに回復基調が続いておりますが、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分に浸透しておりません。

こうした中、私の 2 期目の政策理念であります「人口減少危機を総力で打開するまちづくり」に向けた三つの重要政策として「地域産業の成長による所得の向上と雇用創出」、「出産・子育てと高齢者の夢を叶える大胆な経済支援」、「観光と文化・健康スポーツの拠点づくり」を掲げ、これらの政策を具現化するために、本町の主要産業である雄武丘陵地区の再編を含む農業・漁業の基盤整備や水産加工場への補助と町内中小企業の設備投資等への補助の継続並びに家庭の負担軽減に重点を置いた学校給食の全額補助のほか、児童・生徒の学力向上に資する各種検定試験への全額補助と高校生への見学旅行参加助成などの継続、さらに「知＝学び」の拠点となる新図書館の建設に向けた設計の実施、本町の観光の拠点である「日の出岬」のキャンプ場の環境整備のほか、ホテル日の出岬への運営支援やオホーツク紋別空港利用促進助成、さらには地域おこし協力隊などによる移住促進のための施策を継続してまいります。

もとより、本町の行政運営は、町の最上位計画であります第 5 期雄武町総合計画にもとづいて進められており、この計画も最終年を迎えることとなりますので、現在、第 6 期雄武町総合計画の策定を進めているところであります。

長期的な展望のもと、財源の裏付けを伴った計画行政を効果的・効率的に推進し、産業の振興、医療・福祉の充実、子育て・教育への支援、生活基盤の整備など様々な分野の向上に努めることとしております。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。



協働によるまちづくりの推進

◎町民主体のまちづくりの推進

社会の成熟化に伴い、まちづくりに対する町民意識の高まりとともに、地方分権の流れから、行政には地域特性を活かした施策を展開し、町民とともにまちづくりに取り組んでいく行政運営が求められております。町民主体のまちづくりを推進するため、自助・共助・公助という補完性の原則を基本にしつつ、町民一人ひとりが積極的に参画し、創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、地域力を強化していくことが必要であります。

本年度は、新たに平成30年度を始期とする第6期雄武町総合計画の策定年度であり、雄武町がめざすまちの将来像を展望し、その基本政策を示すため、町民と行政の協働により、人口減少問題を打開し、自らの地域の未来に希望を持ち続けられるまちづくりに向けた計画策定をめざしてまいります。

また、行政情報を可能な限り町民に周知するためにも、主たる広報媒体である広報紙の紙面充実に継続して努めるとともに、大容量の情報提供が可能な公式ホームページの充実を図ってまいります。さらに町民の生の声を町政に反映させる機会の確保を引き続き図ってまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書及び決算書の作成配布を継続するほか、電子媒体の有利性を活かし、情報量が多大となる事務事業評価、施策評価などの行政評価調書、総合計画や財政計画の全容などを公式ホームページ上で公表しており、これらについても継続して取り組んでまいります。

まちづくりは、町民一人ひとりが主体性を尊重し合い、強い連帯意識のもとに進めていくことが重要であります。自治会は、町民が主体的にまちづくりに参画するための基盤となり得る重要な役割を担っておりますが、近年では若者を中心とした加入者の減少や役員のなり手不足などの課題もみられ、このことは地域社会を継続していく上での重要な課題であります。

このような中、自治会が主体となって進める地域課題解消と自治会活動の活発化に向けた取組みに対して積極的に支援するとともに、自治会連合会との連携を図りながら、町民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

◎多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。このような交流は相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことも期待できるとともに、他の自治体との交流を通じて、わがまちの魅力を再認識できる機会にもなることから、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。このため、これまでも実施してきております佐賀県武雄市、

栃木県益子町との交流や札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継承してまいります。

現在、開設しております「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出とともに、人口流入や町の活性化にも期待できることから、継続して開設してまいります。

●効果的・効率的な行政経営

総合計画後期基本計画も最終年度を迎えますが、めざす将来像に向かって政策を着実に推進していくとともに、行政評価制度では、総合計画、財政計画及び予算編成と連動させた中で、施策・事務事業における評価指標にもとづく検証を行い、継続的な改善を進める仕組みを確立してまいります。

財政健全化法にもとづく財政健全化比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中期的な展望に立って健全で、持続可能な財政運営に努めるとともに、雄武町ふるさと応援寄附制度を拡充したふるさと応援事業により、自主財源確保の取組みを継続してまいります。

行政改革は、地域経営の指針である「町総合計画」を前提として、それを効率的、効果的に推進するため、必要な制度、施策、組織及び業務運営等の見直しを行うものであります。現行の第6次行政改革大綱は、平成30年度までの4ヵ年を計画期間としており、取組みに掲げた「町民との連携・協働による地域力の向上」、「自主・自律性の高い財政運営による財政力の向上」、「効果・効率的な行政経営と人材育成による組織力の向上」に基づき、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的で、機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、引き続き積極的な行政改革に取り組んでまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでもゴミ処理やし尿処理など様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきております。今後においても、広域連携に向け設立された西紋別地区町村会との連携も維持してまいります。

2 地域産業の振興

●農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしに大切な役割を担っております。しかしながら、近年、農村地域では、農業者の高齢化や担い手不足により、離農者の増加といった大変厳しい状況が続いております。

また、国では、昨年11月政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、13項目にわたる「農業競争力強化プログラム」が決定され、「農林水産業・地域の活力創造

プラン」の中に位置付けられましたが、このプログラムは、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決しようとするもので、生産資材価格の引下げや流通・加工の構造改革、生乳流通改革などが盛り込まれ、農業に関する改革をさらに前進させる方針が示されております。

このような状況の中、本町の農業が地域の基幹産業として、安定的な発展を築いていくためには、生産基盤の強化を図り、生産コストの削減や品質向上などによる農業所得の向上を図るとともに、新規就農者の誘致や担い手の育成など、優秀な人材の確保を図り、持続可能な力強い農業の実現に努めていく必要があります。

土地基盤の整備については、昨年度に国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着手され、今後、圃場の大区画化や農地の集約化が図られるとともに、コントラクターの活用による効率的な生産体制の推進を図ることにより、地域の収益性の向上や安定した農業経営が確立されることとなりますので、引き続き関係機関と連携しながら事業を推進してまいります。

また、本年度から着手される草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型（再編整備事業）雄武地区については、自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営の確立が推進され、良質かつ低コストの粗飼料が安定的に確保されることとなりますので、事業の円滑な推進や農家負担の軽減に取り組んでまいります。

人口減少社会における農山漁村の活性化を図ることを目的とした中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の日本型直接支払制度に継続して取り組むとともに、環境に配慮した生産を後押しする環境保全型農業直接支払制度を活用し、農業者が実施する化学肥料等を5割以上低減する取組みに対しても新たに支援してまいります。

北オホーツク農業協同組合において、本年度から担い手対策等を専門に行う部署が新設され、来年度から本町と興部町を集約化した担い手対策等に関する協議会の設立が計画されておりますが、本年度は、北オホーツク農業協同組合を主体として、新規就農者の誘致や担い手確保等に関する事業の一部が実施されることとなりますので、関係機関と連携を図りながら、担い手確保等対策の推進に支援してまいります。

国の平成28年度補正予算に関連し、昨年度に農業協業法人が畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の採択を受け、本年度に家畜飼養管理施設等の整備が進められますが、雇用の創出や規模拡大による収益性の向上が図られるとともに、集落の維持・発展にもつながりますので、町独自の支援も講じながら地域一体となって支援してまいります。また、家族経営における規模拡大についても、雇用の創出や収益性の向上につながりますので、引き続き支援を検討してまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、わが国の食料自給率の向上に貢献し、安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

●林業の振興

森林は、豊かな水やきれいな空気を育む役割を担っており、町土の保全、水源の涵養、

保健、休養機能など、森林が持つ多様な機能が十分発揮できる森づくりが求められておりますので、森林の有する公益的機能が最大限に発揮されるよう適切な森林整備の推進に取り組んでまいります。

一方で、森林・林業を取り巻く環境は、高齢化に伴う林業労働者の減少の影響を受け、林業労働力不足や技術・技能の低下が顕在化することが懸念されていますが、道内では、公共施設の木造化の推進や木質バイオマス発電所の立地・稼働などにより、木材価格に回復の兆しが見られるなどの効果が現れてきております。

また、東京オリンピックのメイン会場に国産のカラマツ材を中心とした国産材の積極的な利用を推進し、林業・木材業界を活性化させようという動きが本格化してきており、オホーツクを含めた道産材の利用にも期待が膨らむ状況にあります。

本町の民有林については、無立木地への造林を推進する未来につなぐ森づくり推進事業など、国や北海道の制度を有効に活用するほか、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する森林整備推進事業など、町独自の取組みも進め森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画に基づき造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の補助事業を有効に活用し、公益的機能の維持増進を図ってまいります。

また、本町では、地域森林の81%が森林認証を取得済みであり、道内においても取得率の高い地域ではありますが、今後も環境に配慮した森林経営と地域材の循環利用を進める必要がありますので、収穫時期を迎えた森林の伐採から跡地造林という森づくりのサイクル維持と合わせ、私有林の認証林拡大を図るため、新たに認証林を育む森づくり促進事業を創設し、森林の適正な管理に努めてまいります。

本年度で24回目を迎える「みどりと親しむ町民のつどい」については、北の魚つきの森に認定されている幌内川流域で植樹祭を実施し、町民皆さんに緑を身近に感じていただくとともに、森林資源の育成も図ってまいります。

有害鳥獣被害の対策については、鳥獣被害防止計画にもとづく効果的な捕獲を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組みを強化してまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいけるよう森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

●水産業の振興

水産業は、地域経済を支える産業として大きな役割を担っておりますが、近年の情勢はつくり育てる漁業の推進により生産額が史上最高を記録し、今後も順調に推移すると確信していた矢先、低気圧被害により本町の主要魚種であるホタテ貝が大幅に減産となり、さらに昨年度はサケやイカなどの不漁により追い討ちをかけられ、非常に不安定な状況にあります。

このような状況の中、ホタテ貝の被害による影響については、関係団体との連携や北海道への支援要請等により、最小限の被害に止める対策と最大限の支援策を講じてきた

ところでありますが、本年度も完全復旧には至らない状況にあることから、引き続き被害対策に関する事業を支援するとともに、これまで地道に継続してきたつくり育てる漁業を基軸として、水産業の振興に取り組んでまいります。

漁業に対する被害対策としては、畝状に荒廃したホタテ漁場海底の耕うん事業やヒトデ駆除事業による底質等の改善に対し支援してまいります。

根幹となるつくり育てる漁業の振興策としては、ホタテ漁業の増産体制を構築させ、安定した漁業として確立するため、ホタテ漁場貝殻散布事業による漁場環境の保全に対し支援してまいります。また、北海道の事業で実施されている魚田地区におけるウニの増殖礁施設の整備推進を図るとともに、ナマコの資源増加に向けた調査や試験の支援を継続し、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として、水産業の活性化を支える漁港については、国や北海道の事業として、元稲府・沢木・幌内の3漁港の整備が進められておりますが、地元の要望に配慮した整備が図られるよう引き続き関係機関と連携しながら漁港整備に努めてまいります。

また、漁業経営の円滑化を図るため、漁業近代化資金をはじめ、過去の燃油・資材高騰等に対する借入資金の利子補給措置についても、引き続き支援してまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用及び地域経済の活性化に大きく寄与しておりますが、多くの水産加工業者がホタテ貝を主体として取り扱っており、平成26年度の低気圧被害によるホタテ原貝の大幅な減産は極めて深刻な問題であるため、従業員等の雇用維持のための支援を継続してまいります。また、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高も大きな負担となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策や水産廃棄物処理プラントの更新に伴う借入資金の利子補給措置を継続するとともに、プラント機器の増設等に対しても支援し、経営基盤の早期安定化を推進してまいります。

水産加工業界については、引き続き厳しい状況にありますが、衛生管理の高度化や鮮度・品質の向上を図り、「食の安全・安心」と「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、消費の拡大につなげることを期待するところであります。

●商工業の振興

日本経済は、緩やかに回復し、雇用・所得情勢が堅調に推移する中、個人消費も持ち直しているといわれておりますが、地方にまで経済効果が波及するには至っておらず、本町の商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

このような現状に対応するため、町内中小企業等に対する施設等整備への補助や地域特産品の開発などへの支援を継続するとともに、昨年度までの3年間の時限措置で支援していた融資のあっせん制度について、さらに3年間継続することとし、利子及び保証料の補給措置により、中小企業等の経営安定化に向けた取組みを図ってまいります。

また、地元での購買促進を目的とした商業活性化推進事業及び町民の買い物支援や町内

商業者の活性化を図る買物環境向上事業などの支援を継続するとともに、賑わいの場の創出など、幅広い事業展開を目的とした空き店舗活用事業にも支援しながら、積極的な取り組みを進めている商工会との連携をさらに深め、地域経済の振興に努めてまいります。

●観光の振興

観光は、地域における消費の拡大や新たな雇用の創出など、幅広い経済効果や交流人口の拡大に大きく貢献し、地域づくりに一層の活力をもたらすことから、その重要性はますます高まってきております。

また、インターネットなどの普及に伴い、旅行者ニーズが多様化し、観光スポットを訪れるだけの観光から、地域の人々との交流、地域ならではの食や体験を楽しむ観光に旅行者の関心が広がってきております。

このような状況の中、本町は、心を癒す大自然や温泉を有し、さらには新鮮で美味しい食があることから、本町ならではの魅力を磨き、効果的、積極的に情報発信することが一層重要になりますので、多種多様な観光客の誘引を図るため、「まちの魅力」や「観光資源」などを有効活用し、観光関連事業に関する調査や研究を行うほか、観光関連イベントの実施により、町民の郷土意識をさらに高め、人々の交流によるにぎわいのあるまちづくりと地域産業の活性化を推進し、観光振興の充実に努めてまいります。

また、設立4年目を迎える特定非営利活動法人雄武町観光協会を中心に、各関係団体等とのさらなる連携を図り、滞在体験型観光の促進を図るとともに、観光客を誘引するための中核的なイベントである「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」の実施により、本町の魅力を発信・体感できる観光事業を積極的に展開してまいります。さらに国の地域おこし協力隊制度の活用により、観光担当支援員の配置を継続し、地域住民とともに、町内外への観光PRや情報発信等のさらなる充実に努めてまいります。

本町の宝であります貴重な温泉資源を活用し、観光施設としての役割も担っている「ホテル日の出岬」については、温泉入浴施設の経営安定策として運営支援を継続するほか、浴室ロビーのカーペット張替えなどの施設整備を行い、利用者から親しまれ愛されるホテルを第一に、住民福祉の向上と観光の振興を推進してまいります。

また、オホーツク海沿岸での夏の風物詩であります「インターナショナルオホーツクサイクリング」についても、重要なPR媒体として最大限活用できるよう検討していくとともに、関係市町村及び団体と連携しながら、広域連携での観光振興にも努めてまいります。

3 保健・医療・福祉の充実

●保健・医療の充実

健康でありたいとの思いは、すべての町民の願いであり、心身ともに健康でいきいき

と暮らしていくためには、年齢に関係なく健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善や心のケアができるよう健康づくりを進める必要があります。

近年、生活習慣病が増加している状況ですが、本町の特色に合わせた事業を展開し、生活習慣病患者やその予備群の減少に努めてまいります。このため、引き続き生活習慣病の一次予防に重点を置き、保健指導や栄養指導を効果的に行うとともに、特定健診や各種がん検診などの保健事業により、20歳代からの病気の早期発見、早期治療を促進し、病気の重症化の予防に取り組んでまいります。

また、昨年からの取り組みで、妊娠を希望していてもそれが叶わないご夫婦のために、不妊相談や一般不妊検査・治療にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図るための「妊活応援事業」と分娩可能な医療機関が町外であるため、医療機関への通院に要する交通費相当額等の助成を行い、母子ともに健やかな妊娠生活を過ごすことができる環境づくりを目的とする「安心出産支援事業」を継続してまいります。

国保病院事業については、院長1人の常勤及び内科外来の非常勤医師による体制のほか、小児科及び耳鼻科外来の診療については、旭川医科大学からの出張医による支援を受けながら、医療サービスの提供を行っているところであります。経営の根幹となる医師の確保については、依然として、全国的な医師不足により、常勤医師の確保が大変困難な状況となっておりますが、現常勤医師の負担軽減を図るため、引き続き医師確保に向けた対応について鋭意進めながら、安心かつ信頼性の高い医療サービスの提供に努めてまいります。また、病院収支については、2025年を見据えた医療と介護の制度改革として、地域医療構想等が着実に進められている中で、将来を見通した病院機能の方向性を確立しながら、2018年の医療報酬と介護報酬の同時改定等を見据え、医療提供体制等に応じた医業収入確保の工夫に努めていくとともに、診療材料をはじめとする各種経費について、購買価格の適正化を図りつつ、安定的な収支に向けた経営に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として、要介護高齢者等への介護サービスの充実に努めているところでありますが、特養の入所要件改正の影響による平均介護度の低位化及び介護職員の確保が困難等の事由により、事業経営においては大変厳しい状況におかれております。地域包括ケアシステムにおける老健施設の役割を明確にしながら、関係機関との連携のもと適切な運営に努めてまいります。

西紋別圏域の中核病院である広域紋別病院については、二次医療・二次救急に対応する病院として、医療連携体制が構築されているところであり、地域医療圏域においても大きな役割を任う医療機関でありますことから、引き続き医療連携の強化を進めつつ、センター医療機関としての高度な医療サービスの提供を要請してまいります。

●高齢者支援の充実

超高齢社会となった現在、高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりを確立することが極めて重要であり、高齢者が生きがいと夢を持って暮らせるまちづくりを進めなければなりません。健康寿命の延伸や介護予防・認知症予防のためのサービスの充実に努めると

ともに地域活動へ参加するなど、地域社会と関わりを持つことは、充実感や生きがいづくりにつながります。そのために、誰もが住み慣れた地域で元気で安心して暮らすことができるよう生活全般の質を高めるための支援と、医療・介護・予防などを一体的に切れ目なく提供していく「地域包括ケア」の実現をめざしてまいります。

また、高齢者が様々な活動を行う拠点となる施設整備について、調査・研究を引き続き進めてまいります。

●子育て・子育ての充実

次代を担う子どもたちが、心豊かに健やかに育つことのできる環境を築くには、子どもたちの誕生を喜び、その成長を見守り、大切に育むまちづくりを地域とともに推進することが重要です。厳しい社会経済状況やライフスタイルの変化などを背景に依然として少子化が続いており、生涯にわたる人格形成の基礎を培う育ちの場として、保育業務への期待はさらに拡大しております。そのため、安心して子どもを産み育てることができる保育環境の整備や保育料の多子世帯に対する軽減策、一時保育など多様なニーズに対応するため保育士増員等に取り組んでまいりました。

また、昨年度からは、出産に伴う子育て支援の一環として、その乳児が必要とするおむつ等の購入費用の一部を助成し、乳児期の子育てにかかる保護者の経済的な負担軽減を図る「すくすく赤ちゃん応援助成」制度を開始しております。

保育所内に併設している子育て支援センターにおきましては、育児不安の解消や子育てにおける孤立化を防ぎ、妊娠中から切れ目のないサポートを実現するため、保健担当、関係機関と連携し育児支援の充実を継続し実施してまいります。

平成10年に建設された児童センターにつきましては、老朽化が進んでおりますので、施設の長寿命化や安全と利便性を考慮し、外壁塗装、駐輪場の整備等を今年度実施してまいります。子どもたちの放課後の安全確保と「あそびの拠点」の場として、民生児童委員協議会をはじめ他の関係機関・団体・ボランティアの皆さんのご協力をいただき、今後も地域に根ざした児童健全育成をめざしてまいります。

●障がい者支援の充実

障がいのある人が雄武町民の一員として、障がいのない人と同じように、自らの能力を伸ばし、住み慣れた地域の中で自分らしく充実した人生を過ごすことができるようともに支えあい、自立と社会参加が実現できるよう地域全体で包括的に障がい者の自立支援を進めていく必要があります。本町においても、第5次雄武町障がい者計画に基づき、障害福祉サービスを中心とした障がい者施策を展開しておりますが、これをさらに充実させるために、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族その他の関係者で構成する協議会設置要綱を制定しましたので、この中で、課題検証や施策を検討することにより、障がい者支援の体制整備を図るよう努めてまいります。

●地域福祉の推進

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け助けられる関係やその仕組みをつくっていくことが重要であります。それぞれの地域において安心して暮らせるよう地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題に取り組んでいく必要があります。現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題があることから、それら課題に対応する生活支援システムの構築に向け、町民やボランティア、社会福祉協議会をはじめとする民間団体の社会福祉への取組みなどと協働しながら、地域に「新たな支え合い」の仕組みづくりを進めてまいります。

●社会保障制度の充実

社会保障制度は、傷病、高齢、失業などにより生活がおびやかされた場合に、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、国民に健やかで安心できる生活を保障する制度であります。その財源は、皆さんからの保険料などの収入により運営されており、特に町が窓口になっている医療保険や介護保険においては、給付費の抑制を図ることが財政基盤の安定につながることから、制度の周知や啓発、健康診査や保健指導の実施、予防事業を通して要介護度の悪化予防など、町民の健康維持・増進に努めてまいります。

なお、国民健康保険は、平成 30 年度に運営主体を市町村から都道府県に移すこととされており、円滑な移行に向けて準備を進めてまいります。

公的年金制度については、無年金の方をできるだけ減らすことを目的として、本年 8 月に年金受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されます。今後、年金生活者支援給付金の交付など新たな制度改正が予定されておりますことから、町民に不利益が生じないよう日本年金機構と連携し情報収集や提供を行うとともに、「ねんきんネット」を活用した窓口サービスの向上に努めてまいります。



生活環境・生活基盤の充実

●環境の保全

町の恵まれた自然環境は、町民に豊かな恵みをもたらすとともに、地域経済を支える重要な財産として将来にわたって守り通していかなければなりません。そのためには町民一人ひとりがこのことを自覚し、生活を営んでいく必要があります。

一番身近な環境問題でありますゴミ処理につきましては、循環型社会の形成に向けた

意識の浸透がみられ、分別収集やリサイクル資源の適正処理が定着してきている状況にあります。今後も引き続き最終処分場の延命化に向け、家庭や学校を通じて幅広い年齢層へのゴミの適正処理に向けた啓発や教育を進めるとともに、リサイクルが可能な廃棄物のさらなる分別に向けた取組みを進めてまいりますので、町民の皆さんのなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

家庭ゴミなどの不法投棄に関する通報は、毎年数件ありますことから、不法投棄撲滅に向け、警察や関係機関との連携によります啓発・巡回活動を強化するとともに、町ホームページや広報紙などを活用した啓発活動も充実してまいります。

公共下水道処理区域外のし尿・生活排水の処理については、引き続き戸別合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する補助制度の啓蒙に努め、生活環境の向上と公共水域の保全を図ってまいります。

●交通体系の整備

道路は、町民の日常生活や地域産業の振興などに欠かすことのできない重要な役割を果たしている社会基盤施設であることから、これまでも計画的に必要な施策を講じてきたところですが、町民から寄せられる要望は、今なお、多岐にわたっております。

このため、寄せられる要望すべてに対して施策することは、現在の財政状況のもとでは困難であることから、本年度においても緊急性や必要性とともに事業効果等を十分に勘案し、優先順位を定めて計画的な道路整備を推進してまいります。

本年度につきましては、昨年度に引き続き橋梁長寿命化修繕計画にもとづく橋梁修繕と、道路施設等の点検結果にもとづいた舗裝修繕を実施し、道路利用者の安全、安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設的良好な保全を図るため、冬道対策も含めた適切な維持管理をより一層充実していくため、引き続き事業の一部を民間に委託し、維持管理体制の構築を図ってまいります。

国道においては、沢木地区の安全な交通確保のための事業が進められておりますが、これ以外に雄武市街地までの区間の防雪対策の推進が望まれており、道道における拡幅事業の未整備区間の早期着手と合わせ、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

バス路線の確保については、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による乗合バスの乗車率減少により、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。

このため、生活交通路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきており、今後も通学・通院等の重要な交通手段となります。バス利用者のため、引き続き路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、地域の重要な空路であります、オホーツク紋別空港の利用促進につきましては、東京直行便の通年運行を維持するため、さらなる搭乗率向上と首都圏からの交流人口の拡大を図るため、「オホーツク紋別空港利用促進事業」の取組みを継続してまいります。

●上・下水道の整備

水道は、町民の日常生活を維持し、産業活動を支える重要なライフラインであり、将来にわたって、常に安全で安心な水を安定供給していくことが求められております。

このため、本年度も引き続き雄武地区の老朽配水管更新工事を実施するとともに、新たに魚田 14 号線沿いに配水管整備工事を実施し、周辺への水道水の安定供給に取り組んでまいります。

また、有収率向上のための漏水調査を引き続き実施するとともに、老朽消火栓の更新、沢木水源の土砂流入による取水管閉塞を防止するための土砂流入防止籠の設置を行い、施設の維持管理と機能保持の強化に取り組んでまいります。

簡易水道事業においては、今後ますます経営状況の厳しさが予想されることから、経費の節減に努め効率的な事業運営に取り組んでまいります。

快適な生活環境の維持や公共水域の水質保全を目的として実施している下水道事業においては、未整備区域の管渠整備工事やマンホール内ポンプ所の機械・電気設備の更新工事を実施するとともに、主要幹線の現況調査を行なうことによって、ストックマネジメント計画の策定にも取り組んでまいります。

処理場においては、長寿命化計画に基づき、老朽化している水処理設備の改築更新工事を実施するとともに、平成 30 年度以降の機器更新のためのストックマネジメント計画を管渠分と併せて策定し、引き続きコンポスト施設を含む施設の機能保持と維持管理の強化に取り組んでまいります。

事業経営にとって重要な水洗化の普及促進に向けては、広報活動を通じて、水洗化改修にかかる補助金制度や資金貸付制度の啓蒙も図ってまいります。

さらには一部事務組合において運営している西紋別地区環境衛生センターの老朽化により、し尿や浄化槽汚泥の処理が困難となることから、雄武浄化センターにおいて汚水処理施設共同整備事業（MICS 事業）による施設整備を行い、興部町及び西興部村の発生分も含めて処理することで、関係する市町村や国・道とも協議を進めており、事業化に向けて公共下水道事業計画の認可変更に取り組んでまいります。

●住環境の整備

住生活を取り巻く環境は、急速に進行する人口、世帯数の減少や少子高齢化などを背景として、住宅水準の向上はもちろんのこと、人と環境に優しく、質の高い住環境づくりが求められております。

子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい、住環境づくりと良質な住宅ストックの形成により長期的利用の促進に向けた住宅施策を進めており、今後も同様の考えのもと住宅施策を推進してまいります。

このため、本年度においても、環境にやさしく、だれもが安心して居住できる公営住宅整備事業として、雄武町営住宅整備等基準に基づき、ユニバーサルデザインを採用し

ました新日の出団地の建て替えを引き続き実施するとともに、既設町営住宅では、ライフサイクルコストの縮減、予防保全的な維持管理や耐久性に資する計画的な改善により、既設町営住宅ストックの質の向上及び長寿命化を図るため、既設町営住宅団地環境整備事業として、旭日団地の屋根等改修工事を実施してまいります。

さらに勤労者世代、子育て世代、高齢者及び障がい者に対し、安心して快適な住環境の整備及び定住を図り活力あるまちづくりの推進を目的とした「雄武町快適住まいづくり促進制度」を啓蒙し、住宅の基本性能向上による、良好な住まいづくりに向けた町民の取り組みへの支援とその活用について推進してまいります。

公園や緑地については、健康づくりや憩いの場、またレクリエーションの場として、さらには災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

このため、利用者に安全・安心に楽しく活用していただくために、都市公園においては、長寿命化計画に基づき稲荷公園のベンチ更新を行うとともに、既存施設の維持補修などを実施してまいります。

また、他の公園についても、日常の管理点検と遊具等施設の修繕などを実施し、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のためには、消防組合内の連携強化を図り、常備消防・救急防災体制の充実を進めるとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため消防団活動の必要性を啓発し、青年層・女性層の加入を促進し、安定した消防団員の確保と、さらに研修・訓練を通して消防団の活性化を進め、災害出動時には、迅速な対応ができるように地域に密着している消防団並びに関係機関との連携を一層強くするとともに、地域住民の防火意識の啓蒙、啓発に努めてまいります。

また、地域の防災力の強化を図るため、消防団に配備している水槽付消防ポンプ車の更新を図り、近年の大規模化傾向にある各種災害に対応できる体制づくりをめざしてまいります。

火災予防対策については、火災の未然防止に努めるため、住宅訪問を重視した予防査察並びに広報活動に重点を置き、組織や地域と連携した対策と合わせ、住宅用火災警報器の普及促進に努めてまいります。

救急業務については、さらなる救命率向上のため、医師の指導下による質の高い教育研修に努めるとともに、町民を対象とした救命講習の充実を図り、救急救命の知識の普及啓発促進に努めてまいります。

昨年4月の熊本地震の発生、8月には北海道に立て続けに台風が上陸するなど、予期せぬ災害が各地で発生しております。

ここ数年、本町では幸いなことに人的被害を伴う災害の発生はありませんが、いつ、どこで起こり得るか予想ができない自然災害に対しては、いかに被害を最小限に止められるかが重要であります。そのためには、一人ひとりが災害に備える「自助」、自治会

など地域による支え合い、助け合う「共助」、そして行政が行う「公助」と、それぞれが役割を認識し、機能する必要があることから、災害に備えた知識習得の機会を創出するため、防災訓練の内容を充実するとともに、自治会主体での自主防災組織の設置の促進により、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、防災目的に環境改修整備が行なわれている2級河川オコツナイ川とポンオコツナイ川については、整備が進んだ下流域においては効果が絶大で、河川氾濫の危険性が低減できつつあることは、喜ばしいことでもあります。両河川は、本年度も未整備区間の工事が予定されておりますが、事業の早期完成に向け、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

●防犯・交通安全の推進

本町の昨年の犯罪件数は、前年比11件増の19件でありました。犯罪発生状況を見ると、侵入窃盗犯罪の発生割合が高い状況にありますことから、夜間における防犯対策として、防犯灯や街路灯のLED化整備を引き続き実施し、町民の皆さんが安心して生活できる環境整備を進めてまいります。

全国的には依然として振り込め詐欺等の特殊詐欺が横行しており、昨年1年間の被害額は406億3千万円にものぼり、前年と比べ75億7千万円ほど減少しておりますが、件数は前年比で327件多い14,151件となっております。手口も年々巧妙化しております。

本町におきましては、高齢者が振り込め詐欺の被害に遭わないよう、引き続き防犯用電話自動応答録音装置の購入助成事業を実施してまいります。

また、警察等関係機関との連携強化を図るとともに、町民の皆さんをはじめ、関係団体との連携も図りながら、犯罪の無い、明るく安全なまちづくりをめざしてまいります。北海道における昨年中の交通事故死亡者は前年比19人減の158人で、昭和25年以降、最も少なく6年連続で全国ワーストワンを免れておりますが、死亡者の半数以上が65歳以上の高齢者となっております。

本町における昨年中の人身事故は4件で前年比2件の増、負傷者は5人で前年比3人増ではありましたが、幸いにも死亡者はありませんでした。

交通事故防止の特効薬はなく、粘り強く継続した取り組みが必要でありますことから、今後も警察や関係団体との連携を図りながら、幼児や高齢者など交通弱者を対象とした交通安全教室の実施や交通安全講話の開催など、啓蒙・啓発活動に取組み、交通事故のないまちづくりをめざしてまいります。

●情報通信網の整備・充実

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術（ICT）は日進月歩で進化を遂げており、社会経済活動の様々な分野でその活用が図られております。

本町においては、町内全域へ整備した光ブロードバンドサービスの利用環境の有効活

用について、雄武町地域情報化計画に基づき検討を行い、また行政情報の発信や共有に関しては、ホームページにより町政に関する的確かつ迅速な情報発信を行うとともに、町民の皆さんにとって身近で利用しやすい情報共有の場として、一層の充実を図ってまいります。

昨今、官公庁や民間企業などによる個人情報流出事案が発生し、標的型攻撃などのサイバー攻撃による被害も全国的に増加していることから、本町においても個人情報保護のため、情報資産等の適正管理や厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実施してまいります。

また、社会保障・税番号制度においては、昨年1月から個人番号の利用が開始されているところでありますが、本年7月からは国と市町村間において情報連携が開始予定であります。本町においても、各種システムにおける連携テストなど遅滞なく準備を進め、窓口業務等での町民の利便性向上に努めてまいります。

以上、平成29年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

平成20年を境に、日本国家全体が人口減少に転じ、今ようやく「地方創生」が叫ばれるようになり、わが雄武町も人口のピークから半世紀の時が流れ、かつての十万人から半数以下となりました。

10年、20年、さらに先のわが町の将来像を展望した時、産業生産力の維持向上が図られるのか、雇用や福祉、教育環境は保たれるのか。すべての町民が危機感を抱かざるを得ないのが今の雄武町の実状であります。

しかし私は、過度に悲観はしておりません。農山漁村は生き残れると信じております。今現在、4,600人の生活が支えられているのは、紛れもなく自然の恵みを楽しむ第一次産業等を生業としているからであります。

生産者は誇りを持って、これに関わるすべての町民は、感謝の心を抱いて日々の生活に努めております。また、大地と海に囲まれた雄武町の大自然、地域資源の潜在力は、計り知れない価値と可能性を秘めております。

住民協働は、地域社会を構成する住民の自助・互助の精神にもとづくものでありますが、近年地方は、中央に長く依存してきた結果、かつて地域社会に根付いていた自助・互助の精神が希薄になっていると言われております。

このような時こそ、町民一人ひとりの主体性を尊重し合い、強い連帯意識によって、自分たちの町は、自分たちの手で作り上げて行こうとする、町民と行政の真の「協働」による「地域力」を創造することが必要であります。

そのためにも私は、町民共通の生活指針とした町民憲章に示されているように、オホーツクの厳しい自然を活かし、先人たちの英知と労苦に学び、感謝しながら、常に現状を直視し、愛する雄武町の明るい未来のために、「郷土愛に満ちたまちづくり」に、ただひたすらに全身全霊を捧げて取組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げ、行政執行方針といたします。

のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

教育行政執行方針



教育長 豊田 通敏

現在の子どもたちが生きる未来の社会は、生産年齢人口の減少や国際化の進展、科学技術の急速な発展などにより、激しく変化していくことが予想され、そのような社会を生き抜く力を育成するとともに、町の担い手としての強い意志や高い意欲をもった人を育むことが、雄武町の教育に課せられた重要な責務です。

このため、人格の完成をめざすという教育の目的を踏まえつつ、雄武町ならではの自然、歴史、文化、産業などの教育資源を活用した特色ある教育活動を展開する中で、自立し、他者と協働しながら新しい価値の創造に挑戦することを通して、一人ひとりに未来を切り開いていく資質・能力と、

ふるさとへの愛着と誇りを培ってまいります。

雄武町の全体教育目標は、「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」として、学校教育と社会教育に目標を設定しており、これらの目標の具現化に向けて、第5期雄武町総合計画の教育文化の振興として「のびやか・雄武」を政策基調に、効果的・効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

●学校教育の充実

学習指導の充実については、全国学力・学習状況調査、標準学力検査等の分析結果等を踏まえ、「学校改善プラン」を策定し、全教職員の共通理解のもと、授業改善や家庭学習習慣の確立を進めていく必要があります。

特に、授業改善においては、学習環境を整え、学習規律を徹底し、授業のねらいや課題を明確にした問題解決的な学習課程を通して、「何が分かり、何ができるようになったか」を子どもたちが実感し、主体的・協働的に課題を解決できるようにすることが必要です。

このことを踏まえ、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果を確実に学習指導の改善に生かすよう指導・助言に努めるとともに、義務教育9年間を見通したきめ細かな指導に取り組んでまいります。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、各学校における体力運動能力向上策への支援や生活リズムチェックシート、家庭学習の手引きの活用を図り、保護者と学校がより密接な関係を築いて「生活習慣の把握」と、「学習・生活・運動習慣の定着」につなげて、確かな学力の育成を図ってまいります。

特別支援教育の充実については、個別の指導計画と個別の支援計画に基づいて、学校・家庭・関係機関が連携を図り、適切な指導・支援を行う必要があります。

このことを踏まえ、特別支援教育支援員を継続配置し、特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の生活や学習の支援に努めるとともに、特別支援教育連携協議会や教育支援委員会との連携により、個々の教育的ニーズに対応したきめ細かな支援を行ってまいります。

心の教育の充実については、「豊かな心」はすべての児童生徒の「生きる力」の根幹を成すものであり、いじめの防止や携帯電話、インターネットの普及に伴う情報モラル教育をはじめ、道徳教育の充実が求められています。いじめは児童生徒を深く傷つけ、健全な成長を妨げるばかりか人権に関わる重大な問題であることから、「雄武町いじめ防止基本方針」の運用により、いじめの問題に迅速かつ適切に対応してまいります。

また、学習指導要領による「特別の教科道徳」の趣旨に基づいた全体計画及び指導計画を整備し、授業を「考える道徳」へと転換するなどして道徳教育の改善・充実を図り、道徳性を高めていくことが必要であることから、文部科学省発行の「私たちの道徳」の活用を一層進めるため、家庭に持ち帰っての教材活用を高めるなど、学校と家庭が一体となって道徳教育を推進する環境づくりに取り組んでまいります。

国際理解や外国語教育の充実については、引き続き外国語指導助手を小中学校のほか、保育所及び雄武高等学校へ派遣し、基礎的・実践的なコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

教育環境の整備については、学校施設の老朽化に対応するため、各種工事を実施し、児童生徒の安全確保を図るとともに、学校施設の管理については、引き続き民間委託により適切かつ効率的な管理業務を進めてまいります。

小中学校の教育用備品については、確かな学力をより効果的に育成するため、日々の授業等に支障を来たすことのないよう所要の整備を図ってまいります。

教職員の指導力の向上のためには、授業改善につながる確かな理論に基づいた校内研究・校内研修を計画的に進め、公開授業や公開研究会を行うなどして広く意見を求め、改善を積み重ねていくことが必要です。

また、教職員が各種研修会や研修講座に積極的に参加し、自らの実践を振り返り指導に生かしていくことが必要です。

このことを踏まえ、教職員の自主的研修活動を奨励する教職員教育振興事業のほか、小中高連携委員会や教職員で構成する学校教育振興推進協議会への活動支援等の措置を講じながら、学校の活性化を図りつつ、その成果が児童生徒に反映されるよう適切な対応を進めてまいります。

学校給食については、給食センターにおける学校給食衛生管理基準に適合したドライ

システムによる調理体制のもと、異物混入や食中毒等の給食事故の未然防止、アレルギー対策により一層細心の注意を払い、成長期の児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、食べ物の大切さを理解し、食を通してふるさと雄武への理解を深めるうえで大変重要であることから、地場産の食材を定期的に活用し、栄養バランスに配慮した美味しい学校給食を提供するとともに、栄養教諭を中核とした児童生徒や家庭に対する栄養指導と食に関するアドバイスの充実を図ってまいります。

調理業務については、引き続き民間委託による専門性や柔軟性を取り入れた質の高い安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費については、保護者負担の軽減を図ることによる子育てしやすい環境を創造するため、これまで給食費の一部助成を行ってまいりましたが、これを全額助成に拡充します。

開かれた学校づくりの推進については、学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するために、児童生徒を中心に捉え、地域の声を活かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した取組みを一層充実させていくことが重要です。このことを踏まえ、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員の定着が町内すべての小中学校で図られておりますが、学校評議員が保護者等の意向を把握し、特色ある開かれた学校運営に反映させていくために、教育委員会としても適切な関与を図りつつ、さらに学校評価についても本制度の趣旨を踏まえ、各学校に対して適切な指導助言を行ってまいります。

また、町民ボランティアにより、各学校における本の読み聞かせをはじめ、柔道やスキー授業の指導等の支援が行われているほか、放課後や長期休業期間中の学習支援では、北海道雄武高等学校の生徒及び道内の大学生サポーターがボランティアとして参加するなど、地域住民が連携を深めたコミュニティ活動が実践され、地域全体で子どもたちを守り育てる体制が定着してきておりますことから、学校支援活動推進事業の継続的な推進を図ってまいります。

北海道雄武高等学校の存続対策については、生徒数の減少による公立高等学校配置計画の見直しを注視しながら、引き続き関係機関との連携を図るとともに、情報の収集に努め、適切に対応してまいります。

また、雄武高等学校への支援については、本町の高等教育環境維持と魅力ある高校づくり及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、町外から通学する生徒に対する交通費の助成、部活動に対する助成、学校が取得奨励をしている簿記検定等の各種受検料に対する助成、入学時における制服購入代金の一部助成及び見学旅行における経費の一部助成を継続してまいります。

●生涯学習の推進

生涯学習の推進については、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び続け、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが必要であることから、身近な生活課題や社会

問題の解決等、町民の学習ニーズを適切に把握し、町民大学や生きがい大学等において学習機会や情報の提供に努めるとともに、自ら学び、活動する女性学級や自主的な活動を行う子ども育成会等の団体やグループに対し、引き続き支援・育成を行ってまいります。

教育の始まりとされる家庭教育については、家庭において子どもたちの人格形成に必要な「基本的な生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であり、その役割はますます重要視されています。

家庭のもつ教育力向上のため、北海道教育委員会が推奨している「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と「親子の絆」や「健やかな子育て」の向上をめざして、PTA や学校と連携しながら、多様な学習機会や情報の提供に努めてまいります。

武雄市との児童交流事業については、北海道と異なる気候・歴史・文化の中で多くの人との出会いとその経験により、自己の成長に大きな成果を上げていることから、今後も事業を継続するとともに、武雄市児童の受入れについては、町内小学校児童との交流及び北海道の冬ならではのおもてなしにより、児童相互の交流が深まり思い出に残る事業の展開を図ってまいります。

図書館には子どもから高齢者まで、すべての町民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体健康とともに心の豊かさを育み、誰もが親しみやすい空間であることが求められることから、利用者ニーズを踏まえた適切な蔵書管理をはじめ、町民の学習意欲に応えるため、資料検索やレファレンスサービスなどきめ細かな対応を図るとともに、季節に応じた企画展示や移動図書などの事業展開により、町民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

読書は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を醸成するなど、子どもたちの生きるための力を育むうえで重要であり、子どもたちの読書活動を推進するため、小学校への配本や学校図書館活動への支援、家庭における「家読（うちどく）」の啓発を推進してまいります。

今後の図書館のあり方については、「雄武町図書館整備基本計画」及び町民の皆さんのご意見に基づき、図書館建設に向けた設計業務を進めてまいります。

●生涯スポーツの推進

健康で心豊かな生活を送ることは、すべての町民の願いです。スポーツは、体力の維持・向上のほか、人々に感動や喜びを与え、生きがいをもたせるとともに、青少年の健全育成など様々な役割を担っています。

このことを踏まえ、生涯を通して健康づくりに取り組めるよう、スポーツ推進委員との連携を図りながら、各年代を対象とした各種スポーツ事業を実施し、町民が日常的にスポーツに親しみ、楽しめる機会の提供に努めてまいります。

また、スポーツ少年団や体育連盟の自主的な活動に対する支援を継続するとともに、雄武町の代表として上位の大会に参加する選手に対しても、スポーツ振興事業により出

場経費の一部補助を講じてまいります。

町が奨励するスポーツとして位置付けたブルームボールについては、小学生を対象に実施している学社融合ブルームボール教室などにより、普及促進に努め、健康で明るいスポーツのまちづくりを進めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、老朽化した施設の改修や備品の更新を計画的に進めるとともに、引き続き民間委託により、適切かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

●芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、町民が生涯を通して生きがいをもち、実りある人生を送るためには、町民が芸術文化を身近に感じ心豊かに暮らせるよう、文化団体やサークル活動など自主的な活動の促進を支援するとともに、優れた芸術文化鑑賞及び発表機会の提供が必要です。

このことを踏まえ、芸術鑑賞会や文化講演会、町民文化祭を開催し、優れた芸術の鑑賞機会の充実に努めてまいります。

郷土資料については、先人が残した貴重な財産であり、町民から多数の寄贈を受けておりますが、資料整理が完了しましたことから、有効な展示・活用方法について検討してまいります。

以上、平成 29 年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げます。

雄武町の活力ある発展のため、また、雄武町の未来を担う子どもたちが、その個性を伸ばし、自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう、家庭、学校、地域が総ぐるみで子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、町民の誰もが生涯を通じて豊かに学ぶことができる生涯学習社会の構築を目指してまいります。

また、「のびやか・雄武」に掲げた目標の達成に向け、教育行政を力強く進めてまいりますので、町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。